

### 例3 40歳代の夫婦と10歳の子も1人の3人世帯

【世帯主：営業所得250万円 配偶者：収入0円】  
 【基準総所得＝250万円－43万円（基礎控除額）＝207万円】

#### 医療給付費分

所得割 均等割 平等割  
 $(207万円 \times 7.07\%) + (29,000円 \times 3人) + 20,800円 = 254,149円$   
 → **254,100円**…①  
 (100円未満切捨て)

#### 後期高齢者支援金分

所得割 均等割 平等割  
 $(207万円 \times 2.76\%) + (10,200円 \times 3人) + 8,000円 = 95,732円$   
 → **95,700円**…②  
 (100円未満切捨て)

#### 介護納付金分

所得割 均等割 平等割  
 $(207万円 \times 2.69\%) + (11,600円 \times 2人) + 6,000円 = 84,883円$   
 → **84,800円**…③  
 (100円未満切捨て)



国民健康保険税(年税) = ① + ② + ③ = **434,600円**

### 例4 50歳代の夫婦2人世帯

【世帯主：営業所得900万円 配偶者：収入0円】  
 【基準総所得＝900万円－43万円（基礎控除額）＝857万円】

#### 医療給付費分

所得割 均等割 平等割  
 $(857万円 \times 7.07\%) + (29,000円 \times 2人) + 20,800円 = 684,699円$   
 → **650,000円**…①  
 (課税限度額)

#### 後期高齢者支援金分

所得割 均等割 平等割  
 $(857万円 \times 2.76\%) + (10,200円 \times 2人) + 8,000円 = 264,932円$   
 → **200,000円**…②  
 (課税限度額)

#### 介護納付金分

所得割 均等割 平等割  
 $(857万円 \times 2.69\%) + (11,600円 \times 2人) + 6,000円 = 259,733円$   
 → **170,000円**…③  
 (課税限度額)



国民健康保険税(年税) = ① + ② + ③ = **1,020,000円**

## 低所得世帯の軽減制度

国保加入者と世帯主の所得の合計が一定以下の世帯については、保険税のうち、均等割及び平等割の7割・5割・2割が軽減されます。

令和6年度は令和5年度に比べ、軽減の範囲が拡大されることになりました。



### 軽減判定の所得基準

軽減割合	所得基準(令和6年度)	所得基準(令和5年度)
7割軽減	43万円+ {10万円×(給与・年金所得者数-1)}	43万円+ {10万円×(給与・年金所得者数-1)}
5割軽減	43万円+(29.5万円×被保険者数)+ {10万円×(給与・年金所得者数-1)}	43万円+(29万円×被保険者数)+ {10万円×(給与・年金所得者数-1)}
2割軽減	43万円+(54.5万円×被保険者数)+ {10万円×(給与・年金所得者数-1)}	43万円+(53.5万円×被保険者数)+ {10万円×(給与・年金所得者数-1)}

注意1：軽減判定所得が上記の所得基準以下の世帯は、保険税のうち均等割及び平等割が軽減されます。

※軽減判定所得とは、前年中の総所得(申告分離所得を含む) + 譲渡所得の特別控除額 + 専従者控除額で擬制世帯主(P4参照)の所得を含みます。  
 1月1日時点で65歳以上の年金受給者については、年金所得の範囲内で最大15万円の特別控除があります。

注意2：被保険者数は同じ世帯で国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人も含みます。

注意3：給与・年金所得者とは一定の給与所得者及び一定の公的年金所得者(国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した人・擬制世帯主(P4参照)を含む)をいいます。

なお、一定の給与所得者とは給与収入55万円超の人をいいます。  
 また、一定の公的年金所得者とは65歳未満の人は60万円超、65歳以上の人は125万円超の支給を受ける人をいいます。

注意4：P39の経過措置があります。

## 未就学児の均等割軽減

地方税法等の改正により、令和4年度課税分より未就学児(義務教育就学前の子)の均等割が軽減されています。軽減割合は5割となります。上記「低所得世帯の軽減制度」に該当する場合は、軽減後の均等割を5割軽減します。この軽減措置は世帯の人数や所得に関わらず、一律に行われます。この軽減を受けるにあたって手続きは必要ありません。

#### 対象者

国民健康保険に加入している未就学児(小学校入学前の子ども)  
 (令和6年度分については、平成30年4月2日以降に生まれた方となります)

#### 軽減期間

6歳に到達した以後の最初の3月31日まで  
 (小学校入学年度からは軽減の対象外となります)